

メディカルフィットネス La Santé 規約

[目的]

第1条 本会は「健康は宝・健康に感謝・健康で長寿」の理念に基づいた指導を行い、運動に対する正しい理解と関心を深め、生活習慣病の予防・改善を図っていく。併せて心身の育成・スポーツ振興を図ることを目的とする。

[入会資格]

第2条 (1) 本会に入会できるものは、各コースに定められた種別に該当し、本会の趣旨に賛同したものである。
(2) 通院治療の方は、医師が運動に参加可能と認めたものとする。(必要により医師からの証明書の提出を求めることがある)
(3) 既往歴・現病歴を正しく申告するものとする。
(4) 家族会員は個人会員の配偶者及び同居の二親等までとする。
(5) 以下のいずれかに該当する者は、本会への入会を認めないものとする。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会とする。(疾患については罹患中の利用を認めないものとする)
○医師に運動を禁じられている者。
○伝染病または他人に感染する恐れのある疾患を有する者。
○刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている者。
○暴力団関係者またはこれに類似する団体あるいはその構成員の者。
○本会が不適当と認めた者。

[指導日時]

第3条 別紙配布の営業時間による。但し、やむを得ない事由が発生した場合は休館することもある。尚、本会の事由により休館する場合は館内に掲示する。

[指導内容]

第4条 本会は各コースに応じた指導要項及び細目を設置する。指導要項及び細目に基づく個別的・具体的指導方法は健康運動指導士及び健康運動実践指導者が決定する。

[入会手続]

第5条 入会希望者は別に定める入会申込書に必要事項を記入し、入会金を提出する。入会申込は定められた日程の時間内であれば随時受付できる。

[入会金]

第6条 (1) 会員は別に定める入会金を納入しなければならない。入会金の有効期限は退会月までとする。
(2) 一旦納入いただいた入会金の返金はしないものとする。

[会費]

第7条 (1) 会員は月会費を1ヶ月ごと、前月の27日に所定の方法により納入する。会費等の金額、支払期限及び支払方法等は本会が定めるものとする。
(2) 事前の承認のなき場合、如何なる理由があろうと月会費が発生するものとする。
(3) 一旦納入いただいた会費の返金はしないものとする。(スタジオ講師の都合により発生する場合を除く)

[資格停止及び除名]

第8条 会員が下記の事項の一つに該当することが判明した場合は、利用の資格停止及び除名することができる。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入義務が発生する。)
(1) 会員が事前の承認手続きをとる場合のほか、正当な理由がなく3ヶ月間会費等の納入を怠った時。
(2) 入会書類等に虚偽を記載したことが判明した時。
(3) 本規約等に違反するなど、会員としてふさわしくないと認めたもの。

[休会・退会・コース変更]

第9条 (1) 休会、退会の場合は10日までに本施設に所定の用紙で申請した場合、翌月より適用とする。
休会期間内は月額休会費を支払うものとする。(フィットネス会員・家族会員1,000円+税、
スタジオ会員：月4回プログラム1,000円+税、月2回プログラム500円+税、キッズダンス625円+税)
(2) コース変更を希望する者は、10日までに本施設に所定の用紙で申請した場合、翌月より適用とする。

[会員のモラル]

第10条 会員は下記の事項を厳守する。
(1) 館内では指導員の指示に従いルールを守ること。
(2) 本会の秩序を守り、本会の目的に沿うよう努力すること。
(3) 健康づくりの仲間として会員同士の協調性を保ち、明朗活発且つ真面目な行動をすること。
(4) 伝染病疾患を有する場合は申告すること。
(5) 飲酒者は利用しないこと。

[館内の管理及び責任]

第11条 (1) 本施設で発生した盗難及び傷害などの事故については、本施設は賠償責任を一切負わないものとする。
(2) 第1項の場合において運動中の事故に関し本施設の館内管理に過失があると認められた時は、被害事実を確認の上、損害賠償の責を負うものとする。

[個人情報の管理]

第12条 (1) 本会は知り得た会員の個人情報について、厳正な管理の下で安全に蓄積・保管し、会員または第三者の生命・身体に対する危険を予防するような正当な理由がある場合を除いて、これを第三者に漏らすことはないものとする。

(2) 会員本人の同意を得られた場合、学会等での当会による外部発表資料として個人情報を使用できるものとする。

[変更事項]

第13条 会員は住所または連絡先等入会申込書記載事項に変更があった場合は速やかに本施設に変更事項を届け出るものとする。

[諸費用の設定]

第14条 本会の本規約に基づいて会員が負担すべき会費を含む諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができる。
この場合、改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及びホームページにて告知するものとする。

[細則]

第15条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本会が定めるものとする。

[改定]

第16条 本規約の改定及び変更は本会により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとする。
なお本規約の改定及び変更を行う時は、その内容を施設内への掲示及びホームページにて告知するものとする。

[施行]

第17条 (1) 本規約は2016年10月1日より施行する。
(2) 2018年9月1日より本改訂版を施行する。
(3) 2019年10月1日より本改訂版を施行する。